

新型コロナウイルスワクチンの4回目接種の対象者拡大について

令和4年7月22日付けで厚生労働大臣通知が一部改正され、18歳以上60歳未満の医療従事者等及び高齢者施設等の従事者が新型コロナウイルスワクチン4回目接種の対象に追加された。

これを受けて、「中野区新型コロナウイルスワクチン4回目接種実施計画」（以下「4回目接種計画」という。）を更新したので報告する。

1 4回目接種対象拡大の範囲について

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」（令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知）の一部改正により、4回目接種の対象者として、18歳以上60歳未満の「医療従事者等及び高齢者施設等の従事者」が規定された。

具体的には、重症化リスクが高い多くの方々に対してサービスを提供する医療機関や高齢者施設・障害者施設等の従事者を新たに対象者として追加する。

2 接種対象拡大想定人数

約9,800人

3 接種券の発行

- （1）令和3年5月31日までに1回目のワクチン接種を受けた者
区から接種券を順次発送
- （2）令和3年6月1日以降に1回目のワクチン接種を受けた者
対象者からの申し込みにより接種券を発送

4 4回目接種計画（更新後）

別添のとおり

中野区 新型コロナウイルスワクチン 4回目接種実施計画

(令和4年7月22日更新)

※ 本資料は、現時点の計画内容であり、今後、国の通知・事業検討・調整状況、ワクチンの供給量等により内容を変更する場合がある。

中野区健康福祉部
新型コロナウイルスワクチン接種担当
TEL：03-3382-2427

目 次

目次

1. 新型コロナワクチンの4回目接種について(国説明)	2
2. 4回目接種体制の概要	8
3. 4回目接種の接種想定	12
4. 個別接種体制	18
5. 集団接種体制	24
6. 高齢者施設等入所者の接種	28
7. 予約方法について	30
8. 広報・相談体制について	34

1. 新型コロナウイルスの4回目接種について (国説明)

新型コロナワクチン4回目接種の対象拡大について(国説明)

新型コロナワクチンの4回目接種の対象拡大について (令和4年7月22日付け事務連絡)

1. 対象拡大の範囲について

- 大臣指示通知改正により、4回目接種の対象者として「医療従事者等及び高齢者施設等の従事者」を規定。
具体的には、重症化リスクが高い多くの方々に対してサービスを提供する医療機関や高齢者施設・障害者施設等の従事者を対象とする。
- 対象者の把握に当たっては、都道府県と市町村で適宜連携しつつ対応すること。

2. 接種券の発行等について

- 5/10事務連絡で示した5つの方法に加え、医療機関等ごとに対象者を取りまとめた上で、市町村への申請を行う方法も考えられる。
この点、各市町村においては、他市町村に所在する医療機関等から申請があった場合にも、柔軟に対応すること。

(参考) 5月事務連絡で示した5つの方法

- ①対象者の申請により接種券を発行する方法 ②接種会場において接種券を発行する方法
 - ③接種券情報が印字されていない予診票を接種会場に据え置く方法
 - ④一部の4回目接種対象者となる可能性の高い者に接種券を送付する方法
 - ⑤18歳以上60歳未満の3回目接種完了者全員に接種券を送付する方法
- やむを得ず、接種券なしでの接種を実施する場合には、11/26事務連絡及び1/27事務連絡に沿って対応すること。

3. ワクチンの供給について

- 基本的にはすでに配送しているワクチンを使用することが考えられる。
- 8月1日の週の後半及び8月8日の週の前半に武田/モデルナ社ワクチンを追加配送することも可能。

重症化リスクの高い基礎疾患を有する者の範囲について(国説明)

2. 本日の論点：【3】新型コロナワクチンの4回目接種について (4) 4回目接種の対象者

重症化リスクの高い基礎疾患を有する者の範囲について

新型コロナワクチンの特例臨時接種における優先順位を検討した際、重症化リスクの高い基礎疾患について、関係学会からの意見等を踏まえ、予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会等での議論の結果、基礎疾患を有する者の範囲は以下の通りとなった。

1. 以下の病気や状態の方で、通院／入院している方

1. 慢性の呼吸器の病気
2. 慢性の心臓病（高血圧を含む。）
3. 慢性の腎臓病
4. 慢性の肝臓病（肝硬変等）
5. インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
6. 血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）
7. 免疫の機能が低下する病気（治療中の悪性腫瘍を含む。）
8. ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
9. 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
10. 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
11. 染色体異常
12. 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
13. 睡眠時無呼吸症候群
14. 重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）

(参照)第44回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会 予防接種基本方針部会
(令和3年3月18日) 資料

2. 基準(BMI 30以上)を満たす肥満の方

* BMI30の目安:身長170cmで体重約87kg、身長160cmで体重約77kg。

医療従事者の範囲について

1	病院、診療所において、新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者（注）を含む。以下同じ。）に頻繁に接する機会のある医師その他の職員 ※ 診療科、職種は限定しない。（歯科も含まれる） ※ 委託業者についても、業務の特性として、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接する場合には、医療機関の判断により対象とできる。 ※ バックヤードのみの業務を行う職員や単に医療機関を出入りする業者で、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接することがない場合には、対象とはならない。 ※ 医学部生等の医療機関において実習を行う者については、実習の内容により、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する場合には、実習先となる医療機関の判断により対象とできる。 ※ 訪問看護ステーションの従事者で、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接する場合には、病院、診療所に準じて対象に含まれる。 ※ 助産所の従事者で、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接する場合には、病院、診療所に準じて対象に含まれる。 ※ 介護医療院、介護老人保健施設の従事者についても、医療機関と同一敷地内にある場合には、医療機関の判断により対象とできる。なお、介護療養型医療施設の従事者は、病院・診療所の従事者と同様に医療従事者等の範囲に含まれる。
2	薬局において、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する機会のある薬剤師その他の職員（登録販売者を含む。） ※ 当該薬局が店舗販売業等と併設されている場合、薬剤師以外の職員については専ら薬局に従事するとともに、主に患者への対応を行う者に限る。
3	新型コロナウイルス感染症患者を搬送する救急隊員等、海上保安庁職員、自衛隊職員 ※ 救急隊員等の具体的範囲は、新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む。）の搬送に携わる以下の者である。 ・ 救急隊員 ・ 救急隊員と連携して出動する警防要員 ・ 都道府県航空消防隊員 ・ 消防非常備町村役場の職員 ・ 消防団員（主として消防非常備町村や消防常備市町村の離島区域の消防団員を想定）
4	自治体等の新型コロナウイルス感染症対策業務において、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する業務を行う者 1 感染症対策業務 ※ 以下のような業務に従事する者が含まれる。 ・ 患者と接する業務を行う保健所職員、検疫所職員等保健所、検疫所、国立感染症研究所の職員で、積極的疫学調査、患者からの検体採取や患者の移送等の患者と接する業務を行う者 ・ 宿泊療養施設で患者に頻繁に接する者宿泊療養施設において、健康管理、生活支援の業務により、患者と頻繁に接する業務を行う者 ・ 自宅、宿泊療養施設や医療機関の間の患者移送を行う者 2 予防接種業務 自治体が新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の特設会場を設ける場合については、当該特設会場は医療機関であることから、予防接種業務に従事する者であって、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接すると当該特設会場を設ける自治体が判断した者を接種対象とすることができる。 ただし、直接会場です診や接種等を行う者を対象とし、単に被接種者の送迎や会場設営等を行う者等は含まない。 ※ 予防接種業務の従事者が、高齢者への接種の実施時期に、ワクチンを接種していない場合は、高齢者への接種の際に併せて接種することができる。都道府県と市町村の調整が可能であり、市町村又は地元の医療機関での接種体制の構築ができる場合は、他の医療従事者等と同様に接種を行うことができる。

高齢者施設等の従事者の範囲について

○ 介護保険施設 ・ 介護老人福祉施設 ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 ○ 居住系介護サービス ・ 特定施設入居者生活介護 ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護 ・ 認知症対応型共同生活介護 ○ 老人福祉法による施設 ・ 養護老人ホーム ・ 軽費老人ホーム ・ 有料老人ホーム ○ 高齢者住まい法による住宅 ・ サービス付き高齢者向け住宅	○ 生活保護法による保護施設 ・ 救護施設 ・ 更生施設 ・ 宿所提供施設 ○ 障害者総合支援法による障害者支援施設等 ・ 障害者支援施設 ・ 共同生活援助事業所 ・ 重度障害者等包括支援事業所 (共同生活援助を提供する場合に限る) ・ 福祉ホーム ○ その他の社会福祉法等による施設 ・ 社会福祉住居施設(日常生活支援住居施設を含む) ・ 生活困窮者・ホームレス自立支援センター ・ 生活困窮者一時宿泊施設 ・ 原子爆弾被爆者養護ホーム ・ 生活支援ハウス ・ 婦人保護施設 ・ 矯正施設 (※患者が発生した場合の処遇に従事する職員に限る) ・ 更生保護施設
○ 居宅サービス事業所等(介護) 訪問介護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅療養管理指導、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、福祉用具貸与、居宅介護支援 ※ 各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を含む。	○ 訪問系サービス事業所等(障害福祉) 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援(訪問系サービス等を提供するもの)、自立生活援助、短期入所、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型、B型)、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援 ※ 地域生活支援事業(訪問入浴サービス、移動支援事業、意思疎通支援事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業、地域活動支援センター、日中一時支援、盲人ホーム、生活訓練等、相談支援事業)を含む

4 回目接種に使用するワクチン

令和4年4月28日現在で薬事承認をされた追加（4回目）接種用ワクチンは、ファイザー社製及び武田/モデルナ社製ワクチンとなっている。

	ファイザー社（12歳以上）	武田/モデルナ社
初回	21日間隔で2回	28日間隔で2回
第1期追加	2回接種完了から5か月以上	2回接種完了から5か月以上
第2期追加	3回接種完了から5か月以上	3回接種完了から5か月以上
希釈	1.8mLで希釈	希釈不要
接種量	毎回0.3mL	（初回） 毎回0.5mL （追加） 0.25mL
1バイアルの単位	6回分（特殊な針・シリンジ） 5回分（一般的な針・シリンジ）	（初回） 10回分 （追加） 15回以上
最小流通単位 （一度に接種会場に配送される最小の数量）	195バイアル （特殊な針・シリンジを用いる場合は1,170回接種分、一般的な針・シリンジを用いる場合は975回接種分）	10バイアル （初回：100回接種分） （追加：150回以上接種分）
保管温度	−75℃±15℃：12か月 −20℃±5℃：14日 ※なお、1回に限り、再度−90℃〜−60℃に戻し保存することができる。 2〜8℃：1か月	−20℃±5℃：9か月 2〜8℃：30日 ※9か月の有効期間中に限る
備考	・ 冷蔵庫で解凍する場合は、解凍及び希釈を1か月以内に行う ・ 室温で解凍する場合は、解凍及び希釈を2時間以内に行う ・ 希釈後、室温で6時間	【一度針をさしたものの以降】 2〜25℃で12時間 （解凍後の再凍結は不可）

2. 4回目接種体制の概要

4 回目接種体制の概要①

- ▶ 中野区総人口 約 33.7万人
- ▶ 接種対象者
 - ・ 高齢者（60歳以上） 約 7.7万人(※¹)
 - ・ 18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する者その他重症化リスクが高いと医師が認める者 約 1.74万人(※²)
 - ・ 重症化リスクが高い多くの者に対してサービスを提供する医療従事者、高齢者施設等の従事者 約 0.98万人(※³)
- ▶ 想定接種率 上記接種対象者の100%
- ▶ 個別接種 区内約130の医療機関で実施（令和4年5月27日より実施）
- ▶ 集団接種 中野サンプラザ 7月1日から8月12日まで実施
- ▶ 接種期間 令和4年5月25日(水曜日)
- ▶ 接種間隔 3回目接種から少なくとも5か月以上の間隔をあけて接種を行う

※¹ 高齢者(60歳以上)のうち、1・2回目接種（初回接種）を完了している者

※² 18歳～59歳で1・2回目接種（初回接種）を完了している者(17.4万人)のうち、基礎疾患対象割合(10%)を乗じた数

※³ 18歳～59歳の総人口(21.3万人)のうち、医療従事者割合(3%)及び高齢者施設等の従事者割合(1.6%)を乗じた数

4 回目接種体制の概要②

～ 全区民が身近な会場で追加接種ができる体制の確保 ～

○ 個別接種

- ▶ 個別接種が受けられる**区内約130の医療機関**は、区内全域に偏りなく分布しているため、全区民が身近な医療機関で追加接種が可能
- ▶ 医療機関の意向により、ファイザー社製、武田／モデルナ社製のどちらか一方、安全性を確保した上であれば両方のワクチンの接種が可能
- ▶ 基本的にコールセンターまたは区の専用予約システムから予約できる体制を整える（一部の医療機関は個別の問合せが必要）
- ▶ ワクチンの管理・分配・移送については、1～3回目同様に区で適切に管理・分配を行い、各個別医療機関まで確実に移送する体制を整える

○ 集団接種

- ▶ 中野サンプラザでの集団接種は、武田／モデルナ社製ワクチンを使用して実施する

4 回目接種体制の概要③

～個別接種と集団接種の比率はおよそ 9 : 1～

- ▶ 個別接種の医療機関では、ファイザー社製または武田/モデルナ社製を接種する
接種可能数は、事前アンケートの結果から、

ファイザー社製	最大11,000回/週	
武田/モデルナ社製	最大 1,800回/週	を想定

- ▶ 中野サンプラザでの集団接種では、武田/モデルナ社製を接種する。
接種希望者の多い週末に実施をすることとし、

1 週間あたり **最大 1,000~1,500回程度**の接種を想定

⇒ 4 回目接種と並行して、1・2 回目接種（初回接種）及び 3 回目接種（追加接種）の未接種者を対象に継続的に実施する。

3. 4回目接種の接種想定

4 回目接種の想定条件等

接種対象者

- ・ 中野区では、1・2回目接種（初回接種）を終えた以下の方を想定接種対象者数とする。
 - ① 60歳以上の者.....約7.7万人
 - ② 18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する者その他重症化リスクが高いと医師が認める者（以下、「基礎疾患を有する者等」という。）.....約1.74万人
 - ③ 重症化リスクが高い多くの者に対してサービスを提供する医療従事者、高齢者施設等の従事者.....約0.98万人

接種間隔

- ・ 3回目接種から、少なくとも5か月以上の間隔をあけて接種

接種券の発送時期

- ・ 3回目接種完了から、約4か月を目安に接種券を順次発送する

※医療従事者等については、令和3年5月31日までに1回目接種を完了した者に対して、令和4年7月25日より順次発送する。

接種体制の確保

- ・ 中野区医師会と連携し、令和4年5月27日より4回目接種開始している。

対象月ごとの接種対象者数

4回目接種における月ごとの接種対象者は以下のとおり。
4回目接種の対象者は、現時点において、約10.4万人を想定。

令和4年7月22日現在

3回目接種月	接種券発送タイミング	4回目接種可能月	60歳以上 (3回目接種済)	60歳以上 (3回目未接種)	基礎疾患を 有する者等	医療従事者 高齢者施設等の 従事者
～1月	5月20日	5月	340人	—	17,400人(※)	
		6月	10,300人	—		
2月	6月10日	7月	40,900人	—		9,800人
3月	7月8日	8月	14,900人	—		
4月	8月12日	9月	2,700人	—		
5月以降	9月中旬以降順次	10月	2,300人	5,560人		

令和4年7月22日現在、予防接種法上の臨時接種期間は、令和4年9月30日までと定められているため、9月以降の接種券発送については、期間延長がなされた場合に、順次発送を行う。

※ 18歳～59歳で1・2回目接種(初回接種)を完了している者(17.4万人)のうち、基礎疾患対象割合(10%)を乗じた数

接種体制と接種対象者数

4回目接種可能月		令和4年5月	令和4年6月	令和4年7月	令和4年8月	令和4年9月	令和4年10月以降
区内接種体制(接種可能数)							
個別医療機関	ファイザー社	7,800回	47,100回	48,670回	48,670回	47,100回	48,670回
	モデルナ社	1,250回	7,650回	7,900回	7,900回	7,650回	7,900回
集団接種会場	モデルナ社	0回	0回	7,500回	3,000回	0回	0回
合計		9,050回	54,750回	64,070回	59,570回	54,750回	56,570回
4回目接種対象者数							
60歳以上(3回目接種済)		340人	10,300人	40,900人	14,900人	2,700人	2,300人
60歳以上(3回目未接種)		—	—	—	—	—	5,560人
基礎疾患を有する者等(※)		870人	4,370人	4,970人	3,360人	2,160人	1,670人
医療従事者・高齢者施設等従事者		—	—	7,500人	2,300人	—	—
合計		1,210人	14,670人	53,370人	20,560人	4,860人	9,530人

※ 基礎疾患を有する者等の各月の積算方法: 17,400人×(18歳~59歳の各月の2回目接種者数/18歳~59歳の2回目総接種者数)

接種実績①（令和4年7月19日時点）

中野区における接種者数は以下のとおり。

（令和4年7月19日時点）

区分	対象者数(※)	1回目接種者数(人)	2回目接種者数(人)	3回目接種者数(人)	4回目接種者数(人)
65歳以上	67,613	63,011	62,682	58,691	19,568
60～64歳	16,071	14,760	14,674	13,001	761
18～59歳	213,025	177,139	175,389	117,999	313
12～17歳	10,358	7,291	7,154	3,010	
5～11歳	13,936	2,234	2,038		
合計	321,003	264,435	261,937	192,701	20,642

※ 対象者数は、令和4年1月1日時点の年齢別人口を基にしている。

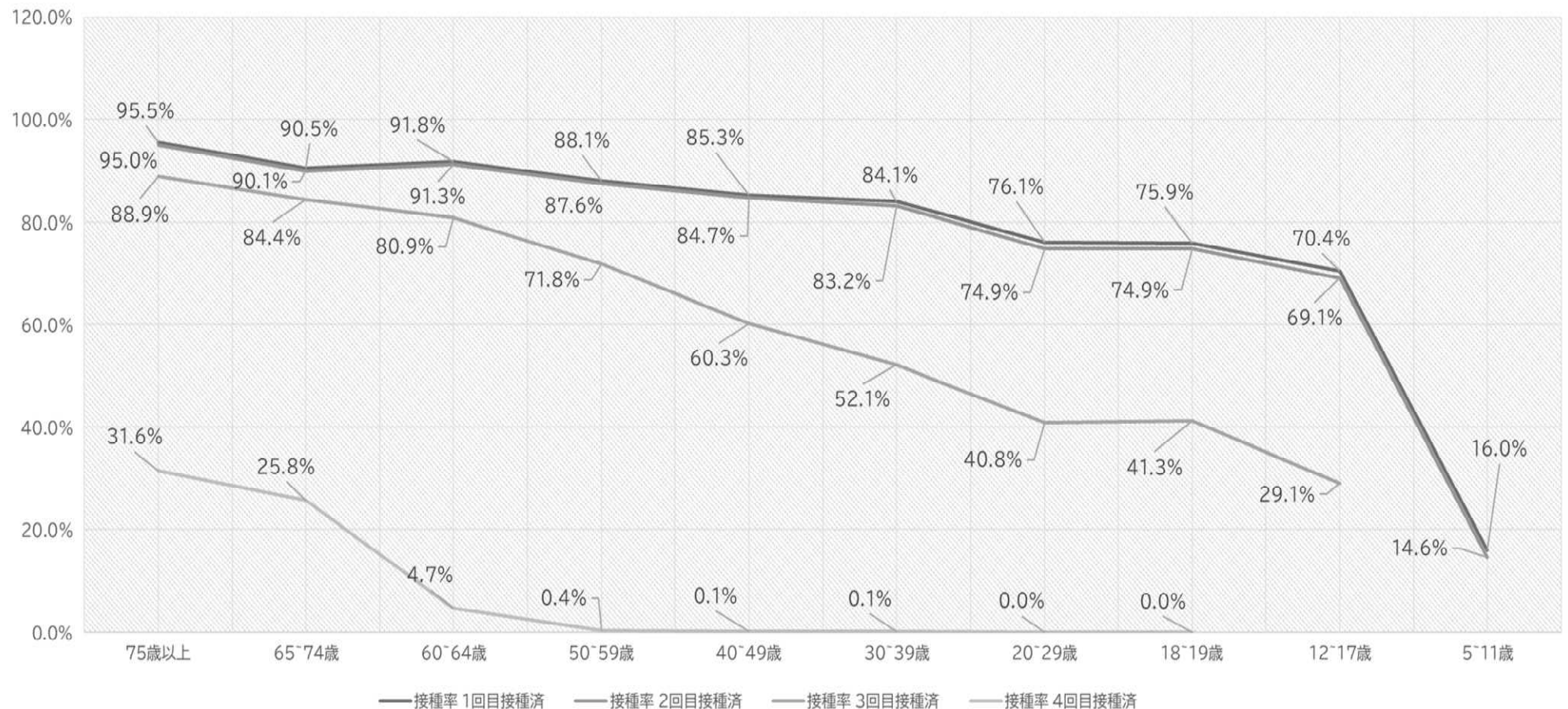
接種実績②（令和4年7月19日時点）

中野区における接種率は、以下のとおり。

7月19日時点では、65歳以上の高齢者の**約29%**が4回目接種を完了している。

（令和4年7月19日時点）

新型コロナワクチン年代別接種率



4. 個別接種体制

個別接種体制の概要

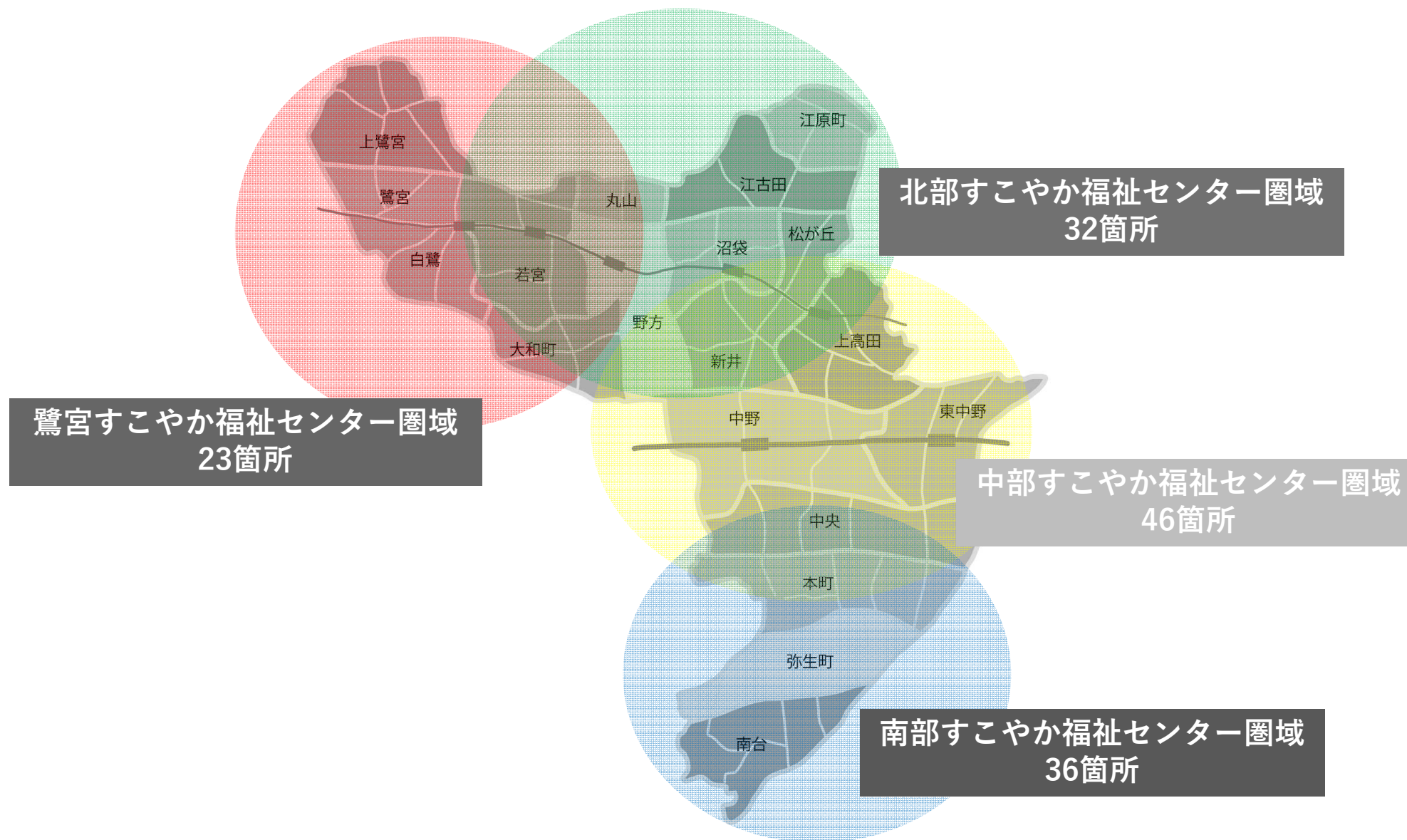
～区内130以上の医療機関の協力による身近な接種体制の確保～

- ▶ 事前アンケートの結果により、個別接種全体で1週間あたり**最大12,800回**の接種体制の確保が可能
※上記のうち、ファイザー社製**11,000回/週** 武田/モデルナ社製**1,800回/週**を想定
- ▶ 各医療機関の負担軽減のため、ワクチンの管理・分配・移送は、原則として、区が実施
- ▶ 一部の医療機関を除き、区で設置するコールセンター・WEB予約システムで予約が可能
- ▶ 一つの医療機関で複数種類のワクチンを取り扱う場合には、接種を行う曜日・時間・場所などを区別するとともに、保管等においても複数者で確認を行い、間違い接種等を防止

区分		医療機関数	実施日	ワクチンの 管理・分配・移送	予約方法
個別 接種	医療機関(タイプ1)	約100	各医療機関の定める 接種日・時間	中野区がワクチンの 希望量調査、管理、分 配作業、各医療機関 への移送を実施	コールセンター または 中野区予約専用サイト
	医療機関(タイプ2)	約30			各医療機関へ 直接お問合せ

個別医療機関の分布図

約130の医療機関は、区内全域に分布しており、居住地の近くの会場で接種可能



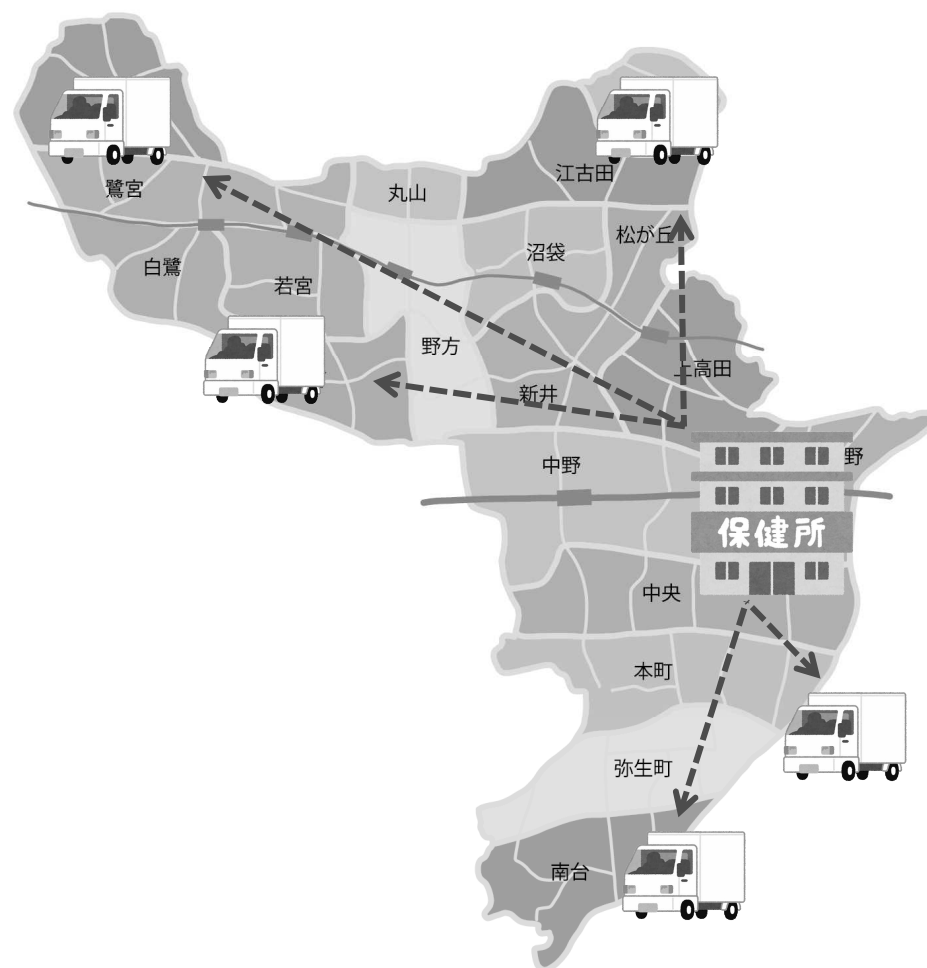
ワクチンの管理・分配・移送体制

～ 区施設での業務集約により効率化 ～

- ▶ ファイザー社製及び武田/モデルナ社製ワクチンは、区施設を基本型接種施設とし、ワクチンの管理・分配・移送にかかる個別医療機関の**事務作業・人的負担を軽減**
 - ▶ ワクチンの管理・分配・移送にあたっては、医薬品等の輸送実績が多数ある民間事業者に委託し、安全・安心で確実な移送を実現
- ⇒ **接種に協力していただくすべての医療機関が、ワクチンの接種に専念でき、より安全な環境で、区民が接種を受けることのできる体制を構築**

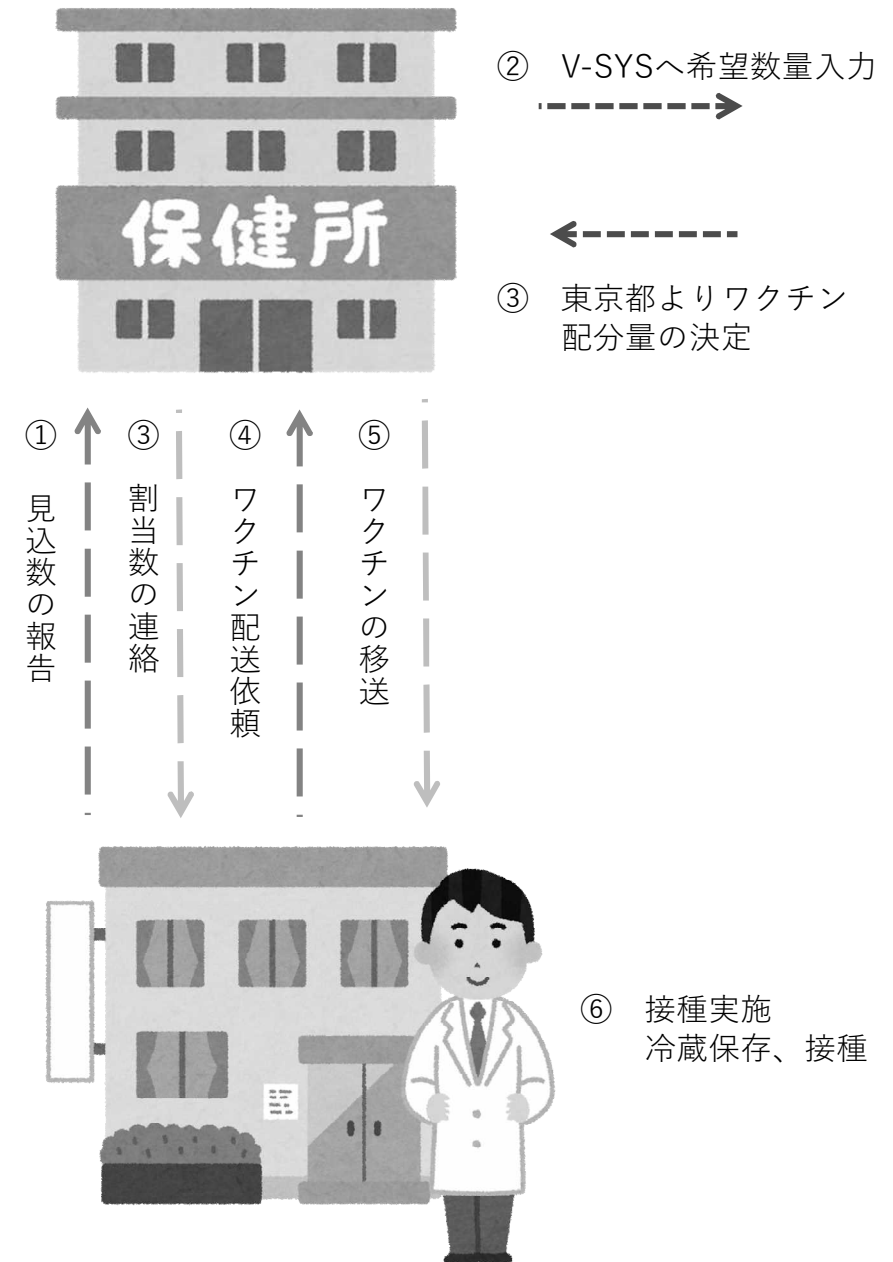
ワクチンの管理・分配・移送体制

- ▶ 区内の個別医療機関は、区施設にて適切に温度管理された状態で、ワクチンの移送を受け、保存期限内に接種を行う。



ワクチンの管理・分配・移送の流れ

- ① 【個別医療機関】 ワクチン希望量を中野区へメールにて申請
- ② 【中野区】 希望数をV-SYSへ発注入力
- ③ 【中野区】 都からのワクチン供給量の決定後、個別医療機関へ割当数を連絡
- ④ 【個別医療機関】 報告数をもとに予約受付、ワクチン配送依頼を中野区にメール
- ⑤ 【中野区】 配送依頼もとにワクチンを小分けし、区施設から3時間以内に移送
- ⑥ 【個別医療機関】 移送を受けたワクチンを冷蔵保存し、接種



5. 集団接種体制

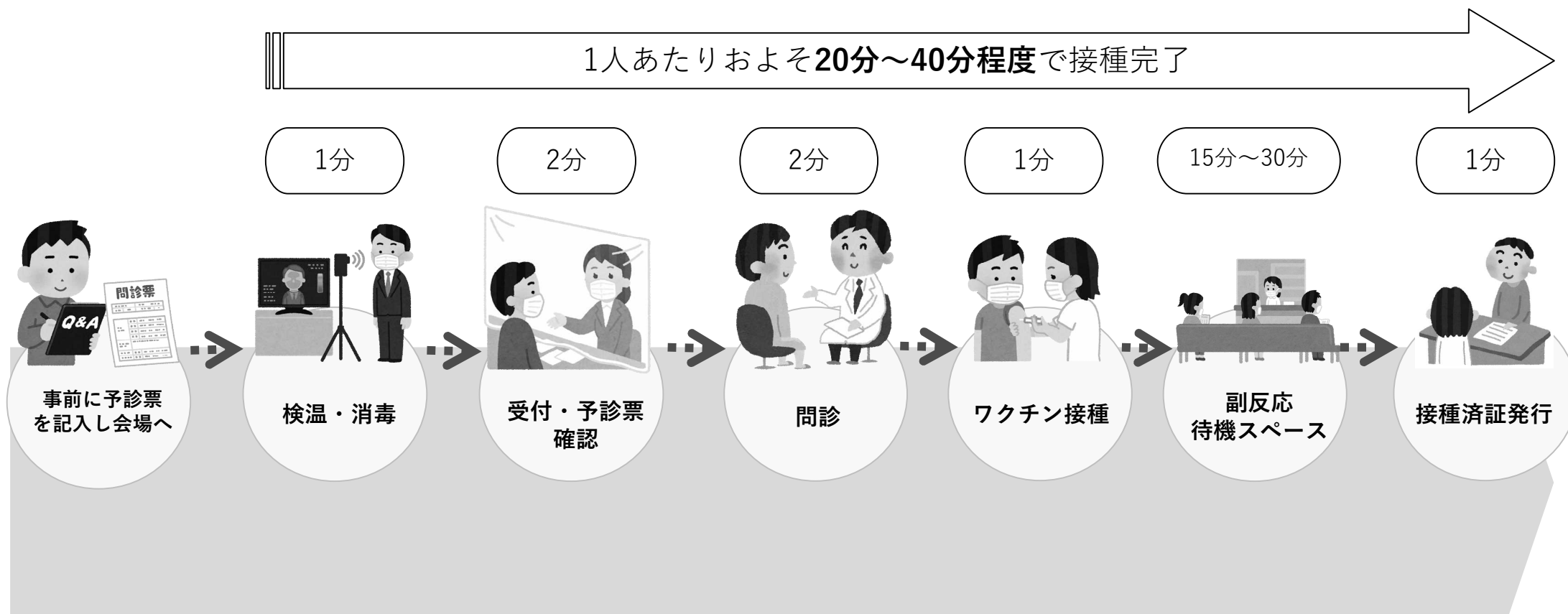
集団接種体制

～ 中野サンプラザにおける集団接種体制 ～

- ▶ 接種期間：令和4年7月1日から8月12日（1フロア）
- ▶ 接種会場：中野サンプラザ内 特設会場(中野区中野4－1－1)
- ▶ 使用するワクチン：武田/モデルナ社製
- ▶ 接種時間：原則：

木曜日、金曜日、土曜日の週3日間	
○木曜日 土曜日	午前10時30分～午後6時
○金曜日	午後1時～午後8時
- ▶ 実施レーン：3レーン
- ▶ 接種見込み：500人/日（15分あたり約25人/3レーン）

集団接種会場での接種の流れ



副反応への対応

～ 副反応が発生した場合の救急体制の確保 ～

- ▶ 接種会場では、救急用品準備、救護スペース確保、会場スタッフの役割分担、搬送先の医療機関を確認し、アナフィラキシー等が発生した場合の救急体制を整備
 - ▶ 予診票確認、問診により、ワクチン接種により稀に発生しうるアナフィラキシー等の発生リスクをできる限り減らす
 - ▶ 予防接種者の異変に気付いた医療スタッフは、状態を確認し、救護室へ移送
医師の診断の結果、必要に応じて薬剤の投与、救急車での救急搬送を行う
- ⇒ 区民がより安全な環境で、ワクチン接種を受けることのできる体制を構築

6. 高齢者施設等入所者の接種

高齢者施設等の入所者・従業者の接種

～高齢者施設等の範囲～

▶介護保険施設
約15施設 1,200人

▶居住系介護サービス
約35施設 1,300人

▶老人福祉法による施設
約10施設 180人

▶高齢者住まい法による住宅
約4施設 230人

▶障害者施設等
約30施設 140人

施設の嘱託医等が
接種を行う施設の場合



嘱託医やかかりつけ医が施設
を訪問して接種

・施設に医師やかかりつけ医
がない場合

・施設の嘱託医等が
接種を行う施設でない場合



区が委託する接種チームが巡回し
接種

7. 予約方法について

4 回目接種予約方法

新型コロナワクチン接種の流れ

STEP1

- ・ 4 回目接種券が届く
- ・ 自身が接種対象であるか確認する。
(接種対象：60歳以上、18歳以上で基礎疾患等を有する者等、医療従事者・高齢者施設等の従事者)

STEP2

- ・ 医療機関（タイプ1）から選ぶ

- ・ 医療機関（タイプ2）から選ぶ

STEP3

予約専用サイト



<https://v-yoyaku.jp/131148-nakano>

コールセンター

又は



0120-76-4040

- ・ 各医療機関に直接問合せて予約

STEP4

予診票の質問事項を記入し、接種会場へ行って接種を受ける

----- 当日の持ち物 -----

- ・ 接種券（4回目用）
- ・ 記入済予診票
- ・ マスク
- ・ 本人確認書類（免許証、保険証等）

予約WEBサイトの画面イメージ

1 アカウムの登録をする

1 予約システムにアクセスする

お持ちのパソコンやスマートフォンから新型コロナウイルスワクチン予約受付システムにアクセスします。



【URL : <https://v-yoyaku.jp/xxxxx-xxxxxx>】

② ログインする

同封されている接種券の「接種券番号」と接種されるかたの「生年月日」を入力してログインします。



接種されるかたの牛年月日

③メールアドレスの登録

メールアドレスを入力し「確認メールを送信する」をクリックします。入力したメールアドレスに確認メールが届きます。

メールアドレス送信

抽選番号	0000000000
生年月日	00/00/00
メールアドレス *	
メールアドレス(確認) *	

④ 受信メールのURLにアクセス

受信メールのURLにアクセスし、再度「接種券番号」と「生年月日」を入力します。

受信メール URL

新型コロナウイルスワクチン接種予約受付システムへのログイン

接種券番号と、生年月日(西暦)でログインします。

接種券番号

接種券番号 (10) (正体文字の番号を入力)

パスワード

パスワード (Password) (を入力)

ログイン

⑤ アカウント情報の入力

接種されるかたの情報を入力します。
※自治体の設定により表示項目は異なります。
※登録した内容はマイページから変更可能です。

※ アカウント情報変更

※ 必須の項目を入力してください。

※ 必須の項目は、画面右下の「必須項目」で表示します。

お名前	
電話番号	
性別	
パスワード変更	

アカウント登録完了

マイページが表示されます。



予約・空き状況

予約の取り消し

予約状況

予約番号

1111111111

生年月日

1971/01/01

予約者氏名

1月1日の予約

2月1日の予約

アカウント情報

アカウント登録状況

予約手順は次頁へ ▶▶

予約WEBサイトの画面イメージ②

2 予約をする

① マイページから予約画面へ
ログイン後、マイページの「予約・変更する」を押下します。



2 接種会場の選択
接種会場の選択を押下
します。



③ 接種会場の検索

条件を入力し、接種会場を検索・選択します。



4 予約日時の選択
予約日を選択し、予約時間を選択します。



5 予約登録
選択内容を確認し、1回目または2回目のいずれかを選択して予約を確定します。



予約完了
予約が完了すると予約確認メールが届きます。



予約の取り消し

① マイページの「予約を取り消す」を押下します。



② キャンセルしたいものを選択し、
予約を取り消します。



※1 回目の予約を取り消すと2 回目の予約も自動的にキャンセルとなります

④ 予約をキャンセルする

8. 広報・相談体制について

相談・広報体制

○ 区民からの問い合わせ・相談

- ▶ 中野区新型コロナウイルスワクチン接種相談窓口（コールセンター）

TEL：0120-76-4040

（午前9時～午後7時 土日祝日含む毎日）

※令和4年5月～ 平均50回線 対象者の増減に合わせて設定（最大80回線）

○ 区民への周知・広報

- ▶ なかの区報
- ▶ 中野区公式ホームページ
- ▶ 中野区公式SNS（Facebook, Twitter, LINE）
- ▶ 周知用チラシ等の掲示、配布